

参考資料 7

原子力安全規制に関する組織の在り方等についての意見募集の状況 (平成23年11月21日時点)

番号	受取日	御意見
1	2011/10/21	このメンバーばかりだと、評論家会議になりませんか、実務担当者を入れる必要はありませんか。
2	2011/10/21	○○は○○を経由して○○に30億円融資していますが、このようなお金は回収し、原発災害対策に活用すべきと考えますが回収されたのでしょうか。又、他にもこのようなケースはあるかと考えます。匿名を希望します。
3	2011/10/22	責任者が確実に責任をとる体制を整備すべきである。謝罪することで免責されるようでは、どんな再発防止策を考へても、事故はいずれ起きそうな気がする。政府や安全規制の長が想定外の事態にも責任をとるつもりで準備していれば、初動も迅速に行われていたはずである。責任者は、国民の安全を守るために、権限が与えられているのである。どのようにして安全を守るつもりか、どの程度の責任をとるつもりか、責任者になる前に宣言してもらう必要がある。そのような覚悟がないものを責任者にしてはならない。もし、原子力安全に責任をとろうという者が見つからないのであれば、原子力に未来はない。先ず、原子力事故再発防止顧問会議が会議の成果に対してどのような責任をとるか明確にすることが出発点である。
4	2011/10/23	・今事故で国民が不安に陥った最大の理由は、発電所外に飛散した放射能の影響を、国からの情報で判断することが出来なかったことにあります。放射能は原子力以外でも用いられ、規制も別に用意されていますが、その規制行政側は原子力発電所を起源とする放射能について、結果として信頼ある情報を発信できなかった。この問題を、原子力と放射能の規制を「一元化」して、一組織がその業務の責任を負うことにより解決すべき。 ・今事故で初動に混乱を招いたのは、このような事態は起こるまいとしてその覚悟を国が持っていないかったことに尽きます。原子力、放射能による「危機」状態を定義し、それを起因とする全経路(中長期的なもの含む)からの被ばくを考慮してのEPZを、「危機」ごとに技術論を基に設定して「新安全規制」の軸にするとともに、「危機」状態に至ったEPZは内側全域に渡って国家「管理」し、責任を負うことを法で定めることにより解決すべき。 ・従来も細々ながら在った組織・規制合理化の動きの中で、物事の本質を知りより良くしようとしてきた「人」達を、従来所属組織を問わず活用し、新たな人材育成に繋げるべき。
5	2011/11/7	(一般社団法人日本原子力技術協会) 今回の事故を省み、①規制強化の目的を原子力安全に特化し、事故の再発防止に全力をあげるべき。原子力安全の責任は一義的に事業者にあり、国の規制と民間の継続的な改善活動の両輪で世界最高水準の安全性が達成される。②そのためには「構造強度の規制」から抜け出し「機能性能の規制」「科学的合理的規制」「確率論等最新技術を採用した規制」等による規制の最適化が必要。③IAEAは規制機関に独立性と透明性を要求しており、原子力安全は国際標準と整合した安全基準によって独立性を持って担保されるべき。④新知見のすみやかな規制への反映のために性能規定化を積極的に推進すべき。⑤規制当局に対する監査機関も必要。社会から信頼されるためには、⑥規制プロセスの透明性、安全確保に関わる明確な基準とこれに基づく公正な判断が必要。⑦国と地方自治体との間に望ましいコミュニケーションと役割分担が必要。両者は公の場でコミュニケーションを図ることが重要。その他⑧「規制機関職員の意識改革、安全文化醸成、技術力向上」「事故における役割の明確化」「学校における原子力教育」等に配慮が必要。

6	2011/11/8	事故防止(規制)と事故対応(危機管理)を対立概念と捉え、別々の組織で担当することにより、対立と競争が行われ、結果的に事故防止に役立つと考える。特に、周辺地域における事故対応(防災)は、他の防災と同一の考え方によって同一の組織体制で行われるべきである。原子力だけ別扱いすると、新たな原子力ムラを発生させ、従来と同じ論理(安全だから事故は起きない)が展開されることが危惧される。地方自治体には事故防止(規制)には権限がなく、事故対応(防災)にのみ責任を有するため、国(規制)対地方(防災)の構図になり勝ちである。原子力防災も国の責任であることを明確にするためにも、原子力の防災は事故防止(規制)担当機関とは別の機関が担当することが必要である。
7	2011/11/8	原子力安全行政に係わる業務が経済産業省と文部科学省とに分かれており、非効率的であり且つ効果的業務遂行ができていない。具体的には文部科学省設置法の所掌事務に示す次の業務。七十 原子力損害の賠償に関すること。七十一 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。七十四 放射線による障害の防止に関すること。七十五 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。これらは、旧科学技術庁の所掌していた事項であり、今もって文部科学省が所掌することが不明。このため例えば、事業者の原子力損害賠償を何故、文部科学省が行うのか？平素から緊急時を考慮した賠償措置を検討する事等は必要ないのか？防護対象も加害者も同じ核物質防護を、施設外は文部科学省、施設内は経済産業省所掌と何故分けているのか？それで防護に関する規制等は効果的に行えるのか？さらに放射能水準の把握のための監視及び測定も緊急時を考慮すれば平素から一つの組織で行うべきにも係わらず、二つの省庁で担任していて効果的に行えるのか？これらに関する業務について国民に情報を開示し、区分する理由を説明していただきたい。
8	2011/11/9	再発防止だけでなく、万が一再発した場合にどうするかを想定して、3つにしぼって意見します。原子力防災について 2.事故対応プロセスの確立 3.原子力の安全データや国民啓蒙のあり方 東海村の事故後「原子力防災専門官」というポストが創設されました(H11/12/17官報号外第246号)。専門官が3.11後の福島第一原発事故の実態把握や情報整理、国民への提供という機能を果たしていたのか不明です。平素に安全を前提として許認可を専門にしている保安院は、事故発生時に国民の期待に応える動きを見せることができませんでしたが、これは安全が前提の「防災」の枠組みにこだわり、トラブルシート専門の機関が行政側に設置されていないことが原因です。平素の安全を前提とした「防災」を自治体まかせで補完するより、緊急時の原子力事故終息をミッションとするプロ集団を常設もしくは非常設で訓練することが必要と考えます。2. ITの世界ではITILというプロセス重視の枠組が提起されています。0だったものが急に100になるわけではありません。事故時のアセスメント、現象把握と説明、推移の説得的な説明を達成するためには、明確な指標により「事故」を認定し、事故認定後から事故終息までのプロセスを明確に国家として定める必要があると考えます。3. 電気事業連合(電事連)という電気料金の持寄りで出来ている宣伝団体が、中立な団体を装いつつ、単なる宣伝や啓蒙にとどまらず、原発推進に都合のよい安全データ、低コストを証明するデータの作成、さらには研究助成による学者のとりこみなどを通して、原子力ムラをこつこつと作るために数十年も機能してきています。3.11後の基本論調にも全く変化がありません。世論誘導と、原発周辺の自治体籠絡のためのこのような団体の活動は、日本国民の利益と日本の国益に反しており、厳しく行動を規制し、政治レベルで指導する必要があると考えます。
9	2011/11/10	IAEAのSF-1(Fundamental Safety Principles)、その下位文書であるGSR Part 1(Governmental, Legal and Regulatory Framework for Safety)～Part 7に、裁量の余地がない仕組みを構築ください。今般の事故は、GSR Part 1の要件31(許認可取得団体への是正措置の要求)の基準が明確になっていて、その運用が厳格に行われていればと思った次第です。つきまして、IAEAの文書開発ステップで、どの段階に入ったら国内対応するか等をお決めください。尚、IAEAのGSR、GSGですが、邦訳し、国民が国際安全基準やガイドを読めるようにして国際水準を周知してほしいと思います。(例えば、この11月に発行されたGSRPart3です。)

10	2011/11/14	(社団法人日本原子力産業協会) 今般の原子力安全規制の見直しは、「国民の健康と安全を守る」という国民の負託に応え、国民の立場に立った、国民の信頼に足る、効率的・効果的な規制を目指して行われるものと理解している。原子力施設の安全確保の第一義的責任は事業者が担うものであることから、原子力安全規制の実効性を確保する上では、「満すべき安全確保の要件を明示すること」及び「事業者に対して、安全確保のレベルを高める自主的な取り組みを促すこと」が、規制の重要な役割である。このような認識に立ち、今後の規制強化に当たっては、以下の通り、規制の質の転換を図るべきである。 ①監査型規制の導入拡大によるハード(ものの検査)からソフト(事業者の行う自主保安活動の監査)への転換 ②プラント一括的安全性を見渡した、二重規制や抜け落ちのない、一元的・包括的な規制の整備 ③リスク情報の積極的活用により判断基準を明確化し、国際標準との整合性を図る なお、事業者や国民との対話を通じて、規制のプロセスの透明性の向上を図るとともに、規制の実効性について継続的な改善に取り組むことが求められる。
11	2011/11/16	現行の許認可制度では、原子炉の安全に係る事項は設置許可に、個別設備の構造強度や機能性能は工事計画認可に、運転制限値や管理事項は保安規定に記載され、国の確認は、工事計画認可を受けた建屋や機器設備の材料や寸法、機能性能の確認に重点が置かれ、設置許可を受けた原子炉の安全確認については、保安規定の遵守状況確認で一部行われているに過ぎない。IAEAからは、許認可については「包括的安全解析書または許認可の全体的根拠を要約する包括的安全文書の作成と更新に注意すべき」、検査については「設備が重視され、運転の安全性への重点が比較的小さい」との指摘がなされている。上記提言を踏まえれば、設計や運転に係る安全上の要求事項、その適合性、試験検査や管理項目等を設置許可に一元的に記載した上で、これを包括安全解析書と位置付け、事業者がその全てを運転期間中に渡って確認し、国はその確認状況をプロセス監査型に検査する制度を構築すべきである。こういった包括安全解析書を作成・更新することにより、発電所の担当者や国の検査官は、設備改造や運用変更に伴う安全に対する影響を判断しやすくなり、発電所の安全性向上につながると考える。
12	2011/11/16	現行の規制検査は、使用前検査、定期検査、定期事業者検査、保安検査など、細分化された多くの検査がある上、重複が生じている。また、規制検査の対象・時期・頻度が予め定められ、事業者が規制検査の為に準備・説明を行った上で、国の検査官が設備を直接確認するなど実効性の低い仕組みとなっている。さらに、品質保証に関する規制検査では、手順書通りか、書類の完成度は十分に注力され、原子力安全が漠然とされているきらいがある。IAEAからも「法改正を行わずに規制検査の種類及び頻度を変えることができる、より柔軟なプロセスを確立すべきである」との提言がなされている。この為、重複した各種規制検査を統合し、事業者に規制検査の準備をさせるのではなく、事業者の保安活動そのものに着目した切目の無い監査型の規制検査がなされるべきと考える。その際、事業者の個々の保安活動を規制検査で確認することは現実的ではないことから、事業者の保安活動に応じて、PDCAを回しながら、規制検査の計画へフィードバック可能な仕組みとすべきである。これにより、より安全上重要な事項に規制検査のリソースが配分され、発電所の安全性がより向上するものと考える。
13	2011/11/16	現行の許認可申請の要否は、安全上の影響への有無に關係なく、原則、申請書本文の記載が変更となるか否かで形式的・画一的に決まっている。この為、これまでの安全審査の実態として、安全上の重要性が高くない廃棄物処理設備の改造工事が許認可の多くを占め、多大な規制リソースが割かれている。また、安全上の影響がある改造工事が行われるとしても、本文に記載がないことを理由に、許認可が行われない場合もあり得る。さらに、明らかに安全性を向上させる改造工事であっても、本文の記載が変更となる場合は、形式的・画一的な判断により許認可が必要となり、その取り組みの取り止めや、従前と申請書本文の記載が変わらないよう設備を製造することが行われる。諸外国では、安全上の影響の観点から許認可の要否を判断しており、我が国においても同様の制度を導入し、安全性向上を図っていくことが望まれる。また、現行の許認可図書は、許認可の対象とならない軽微な改造工事の内容を反映する制度が無いことから、図書内容と発電所設備の実態が異なるものとなっている。新たに届出・更新制度を設けることで、許認可図書の最新化を図り、発電所の設備情報を一元化すべきである。

※ 御意見中の固有名詞は〇〇と表記。